

## 履修届を提出しない者の除籍手続規程

平成21年4月1日  
規程第106号

改正 平成21年10月規程第142号

改正 平成27年3月規程第15号

改正 令和2年3月規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第34条第3号の規定に基づき、督促を受けてもなお履修届を提出しない者の除籍の手続について必要な事項を定めるものとする。

(履修登録)

第2条 学生は、青森公立大学経営経済学部履修規程（平成21年規程第99号）第3条の規定に基づき、学生便覧等で示す指定期日（以下「指定期日」という。）内に履修届を提出し、履修登録しなければならない。

(督促)

第3条 指定期日までに履修届を提出しない学生には、指定期日の翌日に、掲示による督促を行う。

2 学生が前項の督促に応じない場合は、当該学生に対し、指定期日から2日を経過した日に、郵送による督促を行う。この場合における履修届の提出期限は、当該郵送をした日から4日を経過した日とする。

3 学生が前項の督促に応じない場合は、前項の提出期限の翌日に、当該学生及びその保証人に対し、郵送による最終督促を行う。この場合における履修届の提出期限は、当該郵送をした日から4日を経過した日とする。

4 前3項に規定する提出期限の日又は督促を行う日（以下「提出期限等の日」という。）が土曜日、日曜日（以下これらを「週休日」という。）又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該提出期限等の日は、その日後においてその日に最も近い週休日又は休日でない日とする。

5 第2項及び第3項に規定する提出期限までの経過日数には、週休日及び休日を算入しない。

(除籍)

第4条 前条の最終督促を受けてもなお履修届を提出しない者は、学則第34条第3号の規定に基づき、教授会の意見を徴した上で、学長が除籍する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第142号）

(施行期日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。